

印刷会社 のための 知的財産

連載
第8回

裁判例紹介

事件名： ケイコとマナブ事件

東京地裁平成16年3月30日判決
(平成15(ワ)第285号 著作権侵害差止請求事件)
東京高裁平成17年3月29日判決
(平成16(ネ)第2327号 著作権侵害差止等請求控訴事件)

◆実務上のポイント

情報誌などの編集物の多くは編集著作物として認められる場合があります。しかし、そのような編集物の配置方針や分類などの編集体系（以下、「編集体系」という）自体は編集著作物として原則認められません。しかしながら、行き過ぎた編集体系の模倣は以下のようなトラブルのもとになる可能性があります。

◆本件を取り上げた理由・趣旨

編集著作物として認められた情報誌などの編集物には、編集体系にも工夫が施されているものが多いかと思えます。従って、編集物に編集著作物性が認められれば、その編集物に使用された編集体系にも編集著作物性が認められるように思われます。しかし、具体的に表現された編集物そのものとアイデアである編集体系は区別して考えられることを理解する必要があります。

本件は、編集物自体は編集著作物として認められたものの、当該編集物に定型的に使用されている編集体系自体は編集著作物として認められなかった判決です。

◆事件の概要

株式会社リクルート（原告X）は、各種情報誌の発行やインターネットによる情報提供サービスを業とする会社であり、スクール・講座情報を掲載した月刊誌「ケイコとマナブ」（月刊誌A）を発行しています。

株式会社プロトコーポレーション（被告Y）は、図書・新聞一般印刷及び販売、広告宣伝業務等を業とする会社であり、スクール情報を掲載した月刊誌「ヴィー・スクール」（月刊誌B）を発行しています。

月刊誌Aには、情報が記載される配置場所や分類などの編集体系が定期的に定められています。月刊誌Bは同種内容の情報の配置場所及び分類などの編集体系が一部を除いてほとんど月刊誌Aと同一でした。

そこで原告Xは、被告Yが月刊誌Bを製作、発行する行為は、月刊誌Aについての原告Xの有する編集著作権を侵害するとして、主たる主張として月刊誌Bの差止め及び損害賠償を求め、予備的に被告による模倣行為は一般不法行為に該当するとして、不法行為に基づく損害賠償等を求め訴訟を提起しました。

しかしながら東京地裁はこれらの請求をいずれも棄却し、原告Xは控訴しました。

◆原告Xの請求内容

- ・被告Yの月刊誌Bの製作、印刷、製本、発売及び頒布の差止め
- ・被告Yの月刊誌B及びそれらの半製品、フィルム、版下などの印刷用の原版の廃棄
- ・著作権侵害に基づく損害賠償額1,120万円及び予備的に一般不法行為に基づく損害賠償額1,380万円の支払い

◆判決要旨

以下、高等裁判所の判決を解説します。

①判決・主文

原告Xの請求をいずれも棄却（認めない）とする。

②月刊誌A誌面の編集著作物性と編集著作権侵害について

月刊誌A誌面は「スクール・講座情報を素材として、原告Xの独自に定めた分類、配列方針に従って配列したものであり、その具体的配列は創作性を有する」として、編集著作物性が認められました。

しかし、月刊誌Aの誌面と月刊誌Bの誌面上の具体的配列を対比した結果、「同一性又は類似性があると認めることはできない」として、編集著作権侵害を認めませんでした。

③月刊誌Aに定型的に使用されている見出し等のレイアウト自体（配置方針・分類自体などの編集体系）の編集著作物性と編集著作権侵害について

「必要とする情報を誌面に割り付ける際の方針自体は、アイデアにすぎず、表現それ自体ではない部分である。また、分類自体も同様にアイデアにすぎず、表現それ自体ではない部分である」として、編集著作物性が否定されました。

従って、月刊誌Bに定型的に使用されている配置方針

及び分類自体の編集著作権侵害について、月刊誌Aの「配置方針及び分類と類似しているものの、これらの点は、いずれも月刊誌Aの表現それ自体でない部分である」として、編集著作権を侵害していないと判断しました。

④被告Yの不法行為の成否

原告Xの月刊誌Aの配列方針及び分類は「著作権法上の保護を受けるものではなく」また、「これらのノウハウを使用する行為に、デッド・コピーに当たるなど自由競争の範囲を逸脱したものと認められる特段の事情」を認めることができないので、不法行為とはならない、と判示しました。

◆解説

著作権法第12条に規定している編集著作物は、編集物に具体的に表現されたものを保護するものであって、具体的な編集物を離れた編集体系自体は、アイデアとして著作権法の保護対象とすることはできません。本件に当てはめてみますと、月刊誌誌面（編集物に具体的に表現された編集方法）は著作権法第12条の編集著作物として認められましたが、当該月刊誌において定型的に使用されている配列体系・分類（編集方法自体）はアイデアで

編集体系 比較

ケイコとマナブ

ヴィー・スクール

あるので、編集著作物として認められないと判断された、ということになります。編集著作物として認められないものは、当然、著作権法で保護されませんので、月刊誌Bの配置方針・分類は月刊誌Aの配置方針・分類に類似していると判断されたものの、編集著作権侵害は否定される結果となりました。

このように、著作権法においては、工夫して創作されたレイアウトであってもそれはアイデアであるとして保護されません。従って、印刷会社が情報誌などの企画・制作をする際に、他社のレイアウトを参考にしても著作権侵害行為となる可能性は低いと考えられます。今回の判決においては、上述したように侵害行為にはなりませんでしたが、行き過ぎた模倣は本件のような訴訟を引き起こしかねません。

また、本件ではデッド・コピー等の不正競争行為による不法行為が認められず、被告Yの不法行為は否定されましたが、最近では、著作権侵害訴訟の際に、予備的請

求として不法行為に基づく損害賠償を請求する傾向が増えてきています。「翼システム事件」(平成13年5月25日東京地裁中間判決 平成8年(ワ)第10047号甲事件：損害賠償等請求事件 平成8年(ワ)第25582号乙事件：不正競争行為差止請求事件)においては、原告のデータベースの著作物性が否定されましたが、被告が原告のデータベースのデータを複製して作成したデータベースを販売した行為は、「公正かつ自由な競争原理によって成り立つ取引社会において、著しく不公正な手段を用いて他人の法的保護に値する営業活動上の利益を侵害する」として、被告の不法行為を認めました。このような場合もありますので、注意が必要です。

なお、JFPI REPORT2004年10月号(No.109)にて紹介しました「会社案内企画流用事件」では、会社案内(編集物)が編集著作権として認められましたが、これは編集物に具体的に表現されたものに関する争いであり、本件とはこの点で異なっており、注意が必要です。

設立20周年記念

(社)日本印刷産業連合会 新 印刷産業キャッチフレーズ

『We Love EARTH We Love PRINTING』に決定

平成17年2月に印刷産業のキャッチフレーズを公募したところ4,086作品の応募があり、選考委員会において山崎美奈子氏の『We Love EARTH We Love PRINTING』が選ばれました。

今回の公募については日印産連会員団体参加企業並びに関連業界の企業、印刷関連教育機関等への案内ポスターの配布・呼びかけに加え、3月初旬のフジTVの番組に取り上げられたことと「月間公募ガイド」4月号に掲載されたことにより、多数の応募が寄せられました。

これを受けて選考委員会が経済産業省担当官、当連合会広報委員会委員並びに印刷会社広報担当者等で構成された12名の選考委員により開かれ、厳正な選考の結果現在の印刷産業の目標・方向性を簡潔なフレーズで表現した作品として『We Love EARTH We Love PRINTING』を最優秀賞として決定いたしました。

最優秀賞作品の山崎美奈子氏のコメントでは「『地球を愛するように仕事を、仕事を愛するように地球をという気持ちをいつまでも持ち続けていきたい』との思いを込めて創りました」との言葉を寄せていただきました。

これにより平成17年6月の第20回総会懇親会より新しいキャッチフレーズを使用し、ポスター・チラシ・冊子等にも掲載していきます。

また、『2005年9月印刷の月記念式典』において最優秀賞表彰式を行います。

今までのキャッチフレーズを紹介します。

- ◆ 1991年『印刷は暮らしと文化のパートナー』
- ◆ 1995年『地球は印刷惑星』(公募)
- ◆ 1998年『印刷』で世界をつなぐ新世紀(公募)
- ◆ 2001年『情報・文化・生活価値の創造をめざして』(P F 21より)

最後になりましたが、今回応募いただきました多くの皆様に深くお礼申し上げます。